第10回フォーラム in JMER
『共生社会の実現のために今、何ができるのか？Ⅳ
～差別解消法検証「共に生きる、一人ひとりが輝く」は前進したか～』

障害者差別解消法の理念と合理的配慮の考え方

NPO法人日本アビリティーズ協会　理事・事務局長
アビリティーズ・ケアネット株式会社　取締役
（一社）障害者の差別の禁止・解消を推進する全国ネットワーク理事
松尾　敬徳

■日本の100歳以上人口の推移

- 1963年 …… 153人
- 1998年 …… 10,000人
- 2003年 …… 20,000人
- 2007年 …… 30,000人
- 2012年 …… 50,000人
- 2015年 …… 60,000人
- 2018年 …… 68,000人
- 2020年 …… 80,000人

■年齢階層別障害者数の推移（身体障害児･者 / 在宅）

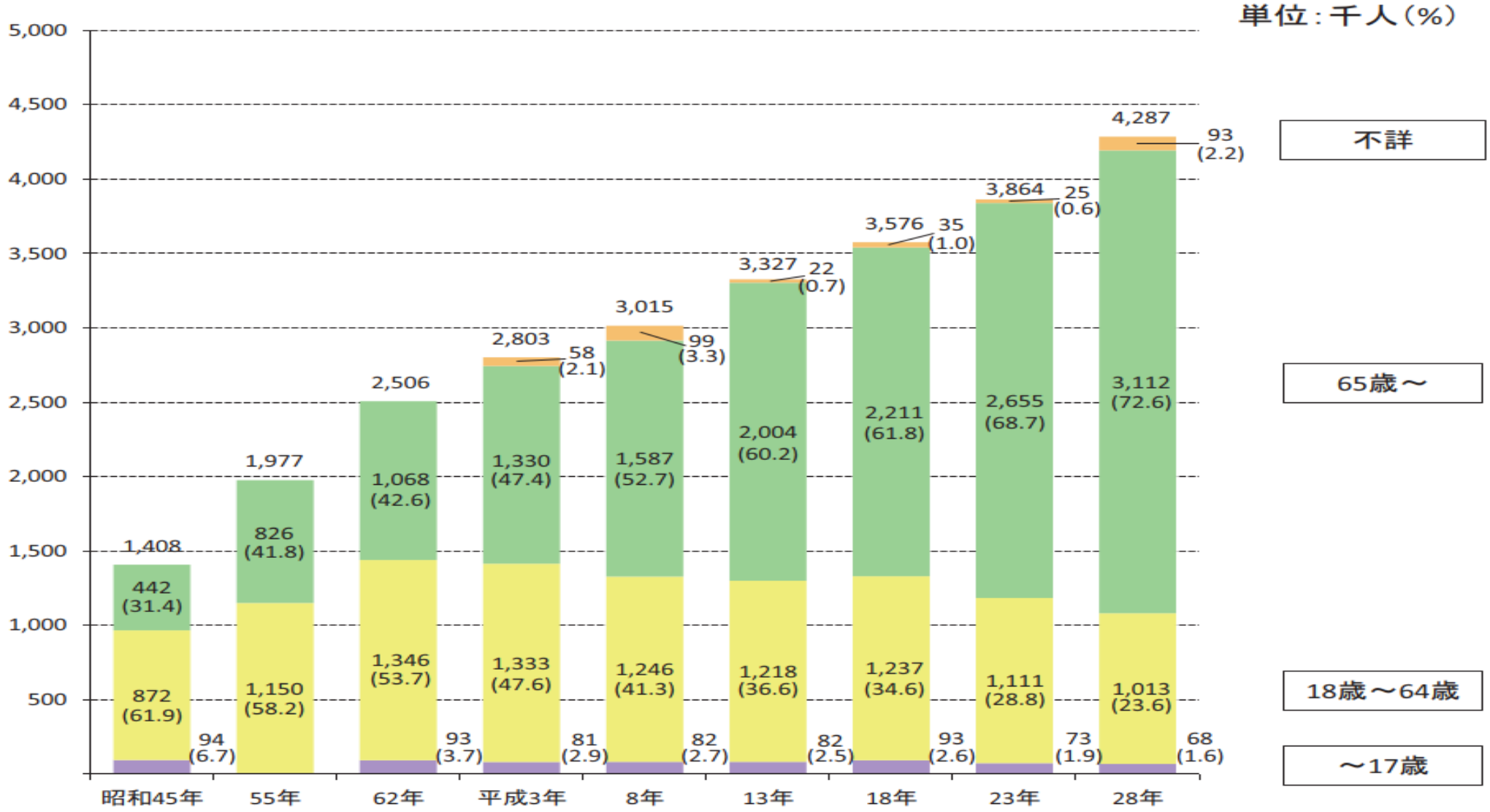

注１：昭和55年は身体障害児（０～17歳）に係る調査を行っていない。
注２：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～平成18年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23・28年）

■全人口に対する障害者の割合（2020年統計）

・身体障害者436万人（人口千人当たり 34人）
・知的障害者109万人（人口千人当たり 9人）
・精神障害者419万人（人口千人当たり 33人）

合計964万人

日本の総人口1億2千6百万人
およそ国民の7.6 %が何らかの障害を有している

※ 全人口に対する障害者の割合は増えている
高齢化（長寿伸長）も要因

日本国憲法

障害者権利条約

（２００６年国連で採択／２０１４年に批准）

障害者基本法

（2011年に条約批准のための大幅改正）

障害を理由とする差別の禁止（４条）

障害者差別解消法

（2013年制定）

“障害者基本法第4条を具体化”

障害者雇用促進法

（2013年改正）

“権利条約対応のための改正”

障害者権利条約

2006年12月に国連総会にて採択された障害者に関する初めての国際条約

“Nothing About Us Without Us“

（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）

日本政府は、2007年9月に署名。
2013年6月、国会で障害者差別解消法の成立を受け、同年12月に条約締結が国会で承認され締結国に。

■「障害」の考え方の推移

これまでの概念では、
「身体的又は精神的に能力が不十分なために起こる、個人に起因するさまざまな問題」とされてきた。

↓

「障害者権利条約」では、障害を理由に、働けなかったり、活動に参加できない社会の仕組みに問題があり、「障害」が生じているとした。（2006年）

【障害・医学モデルの考えかた】

・障害とは、医学的に同定される心身の機能の損傷（*Impairment*）である。

・障害のある人が障害のない人と同じように生活できないのは、その人に心身機能の損傷があるからだ。

・気の毒だが、障害のある人が他の人と同じように生活できないのは、社会の責任ではない。

・そうした人たちは、人間の社会に統計学的に一定数存在する。

【障害・社会モデルの考えかた】

- 障害のある人に日常生活の困難がある原因は、社会のあり方にも一因がある。
  （例 /他の人と同じように行きたいところに行くことができない）
- 社会は障害のない人たちのためだけのものではない。
- 社会のあり方を障害のない人だけが使いやすいものとするのは、障害のない人の横暴、独占、不公正ではないのか。
- 社会は、障害のある人にとっても、他の人と同じように使いやすい社会構造に変える責任がある。

ドアノブの
位置に困る・・

ハサミは右利き用
が多い・・・

右利きの人と隣になる
とぶつかってしまう

左利き
（人口の約11％）

カメラのシャッター
は右についてる・・

改札でICカードの
タッチがしにくい・・

医学モデル

社会モデル

困りごと

リハビリして
歩けるように
なるべき？

困りごとを
取り除く

障害者差別解消法

2016年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

■障害者差別解消法が目指す社会

- **障害のある人もない人も一緒に！平等に！**
  学校、生活の場、働く場、社会活動などなど・・・
- そのために、
  「一緒に活動する」＝「社会的障壁を除去する」
- **障害者が暮らしやすい社会は、みんなが暮らしやすい社会**

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要（成立時）】

障害者基本法 第４条

基本原則 差別の禁止

第１項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

Ⅰ．差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者 → 法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等 → 法的義務
民間事業者 → 努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保
- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

Ⅱ．差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談
- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動
- 普及・啓発活動の実施

情報収集等
- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

■障害者差別解消法で求められていること

①不当な差別的取り扱いの禁止

障害があるということで、正当な理由なく、サービスの提供の拒否や制限、条件を付けたりすることが禁止されます。

②合理的配慮

障害者などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮を行うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合には、差別に当たります。

	役所	民間事業者
不当な差別的取り扱い	してはいけない	
合理的配慮	義務（※）	

※2021年の法改正により、民間事業者も義務化されました（それまでは努力義務）。

不当な差別の具体例

学校の受験や、入学を拒否する。

障害者向け物件はないと言って対応しない。

※内閣府、障害者差別解消法
リーフレットより抜粋

合理的配慮の具体例

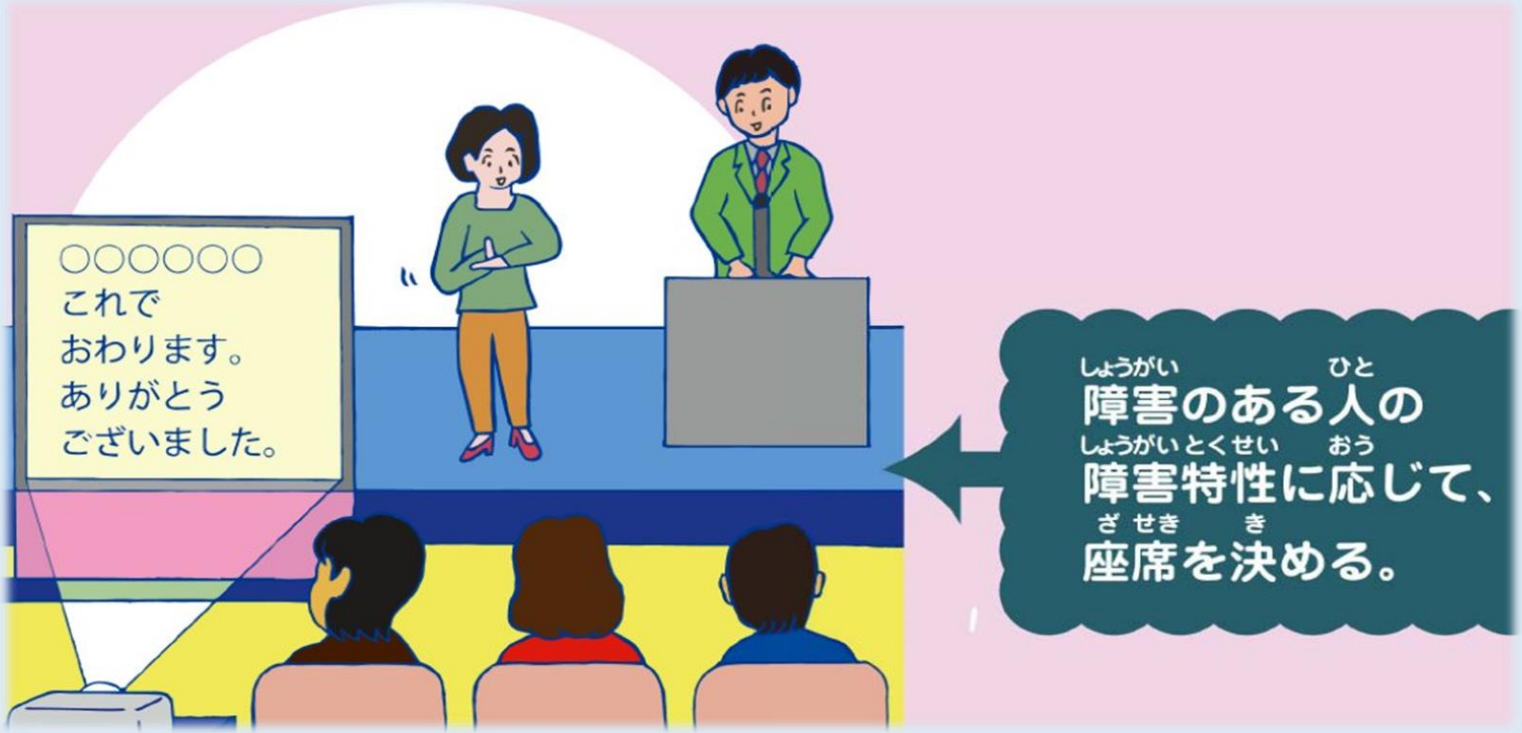

段差がある場合に、スロープ
などを使って補助する。

※内閣府、障害者差別解消法
リーフレットより抜粋

■ 平等と公正(形式的平等と実質的平等)

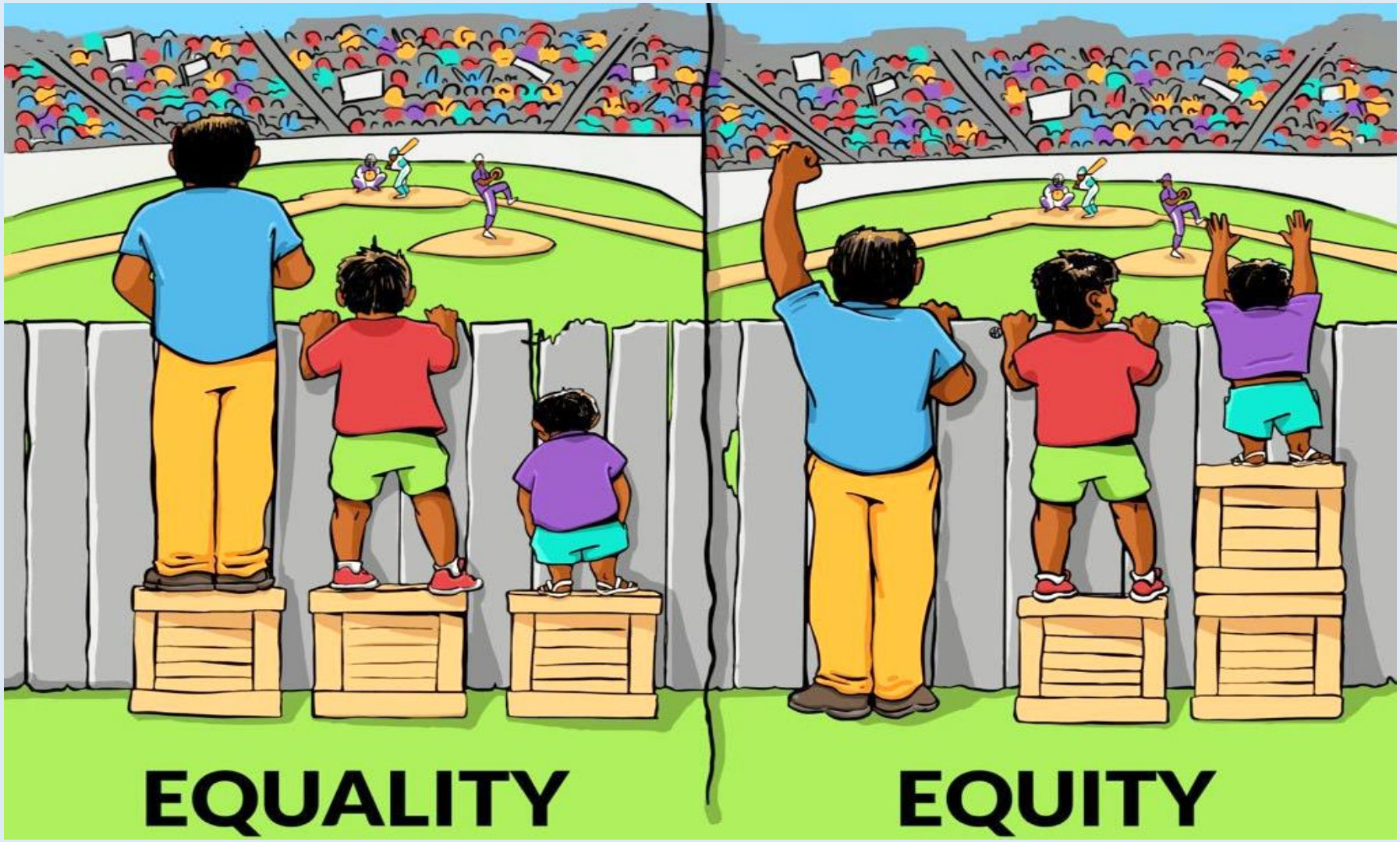

箱を与えるという配慮を「平等」に行っても、野球が見えるという結果が伴わなければ意味がない。
必要な人に必要な量の配慮を行うことが重要（不要な人には箱は要らない）。

Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

２．２．２　会場の座席

２．２．２．１　アクセシブルな座席

オリンピック・パラリンピック大会を除き、どのようなスポーツイベントでもアクセシブルな座席の最低要件は、総座席数の０．５０％である。

［座席の比率］　オリンピック大会会場０．７５％　パラリンピック大会会場１．０～１．２％

２．２．２．２．　同伴者用座席

同伴者用座席は、車いすでアクセシブルな座席と同じ割合（前述のとおり0.5～1.2%）で、車いす用区画の後ではなく、横に準備する。

２．２．２．５　同等の視線

車いす使用者のアクセシブルな座席と前席の床の高さの差は、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン（可視線）を確保したものとする。

＜Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインより抜粋＞

＜車いす席、同伴者席の増設＞

可能な限り総座席数の１．０％を確保。困難な場合は、０．５％以上を確保。

＜サイトラインの確保＞

前席の人が立ち上がった際も同等の視界確保を検討。

＜設え＞

運用に応じてレイアウト変更できるよう、同伴者用座席は可動席とする。

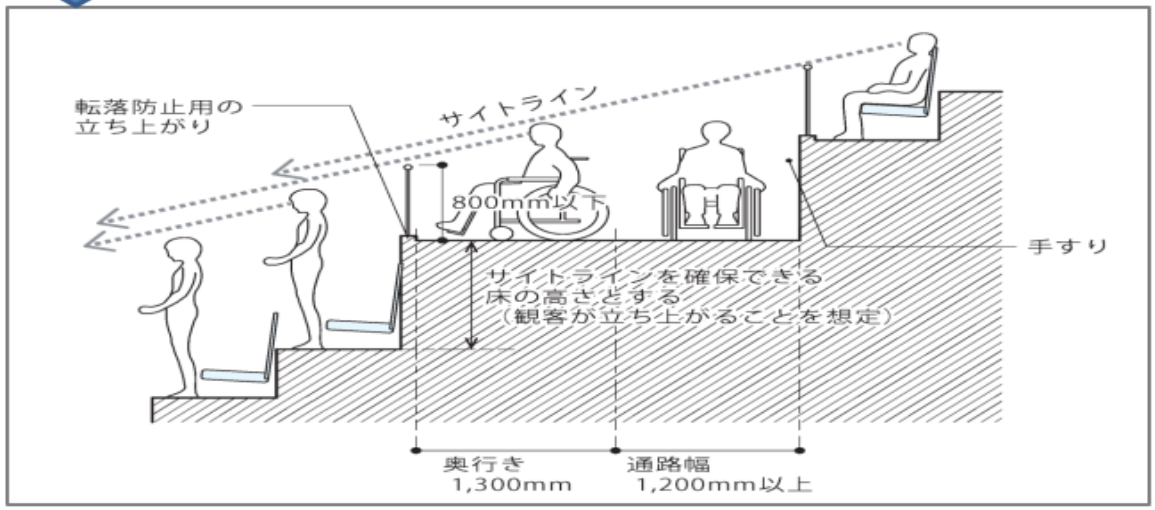

＜Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインより抜粋＞

《ヤンキースタジアム》

車いす席は

68ヶ所！

500席以上

どの窓口でも購入でき、webからでも購入できる。

■合理的配慮を実現するための合意形成プロセス

・具体的な合理的配慮の内容は、配慮を必要とする本人と周りの人々や環境との関係によって**多種多様**。

・**お互いを尊重した対話**で、合意形成を進めていくことが何より大切。

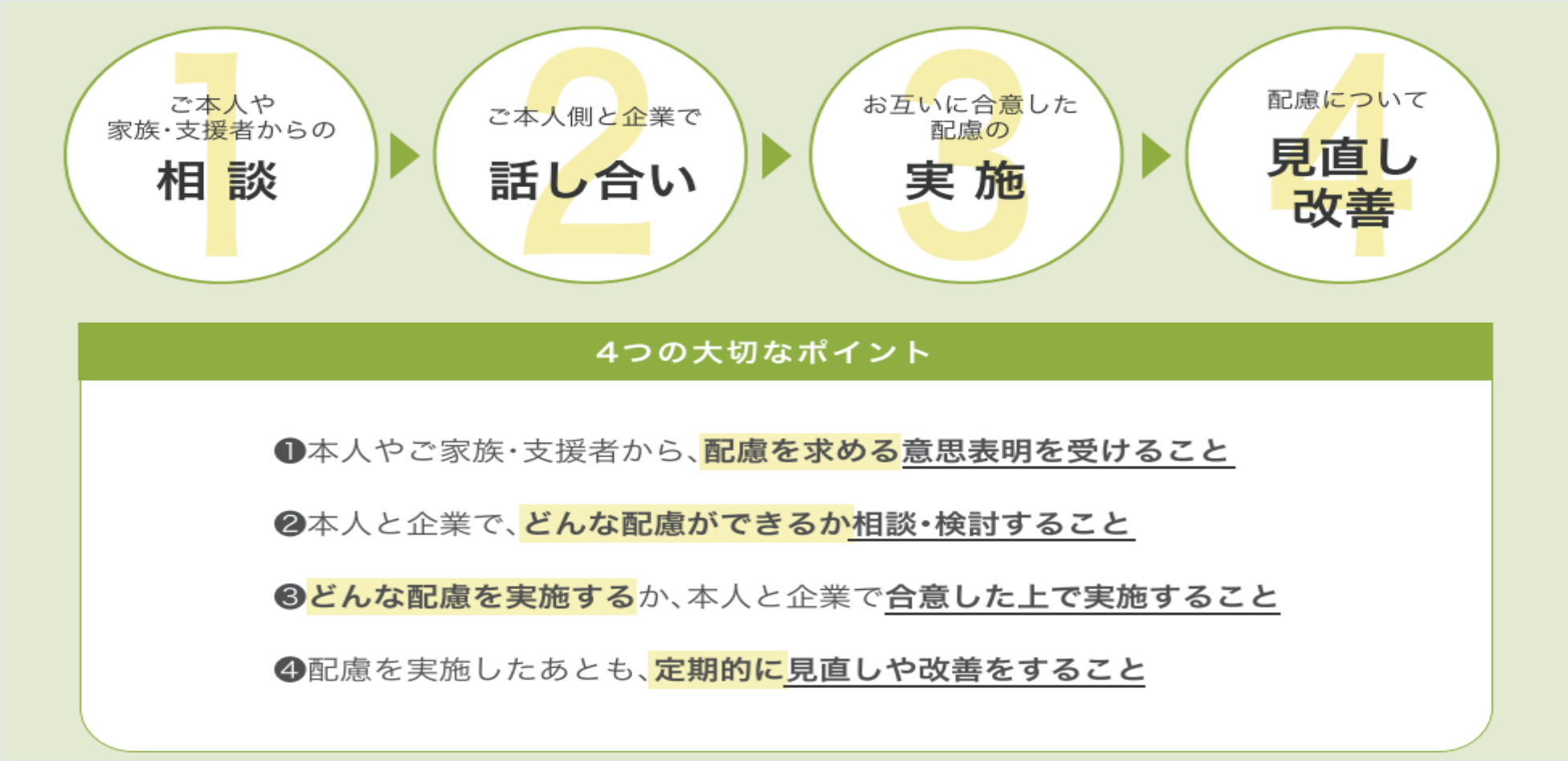

合理的配慮事例（福祉サービス）

○　福祉サービスの分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、適切な情報伝達方法の使用や人的援助の提供などが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 聴覚障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、筆談を交えて説明すること。
- 知的障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、ゆっくりと分かりやすい言葉で説明すること。
- 保育所に障害児保育について知識・経験等を有する保育士を配置すること。

合理的配慮事例（医療分野）

○　医療の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、適切な情報伝達方法の使用や補助者の付添いの承諾などが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 電光掲示板で順番を知らせている医療機関において、視覚障害者に直接声をかけて順番が来たことを知らせること。
- 聴覚障害のある人が診察を受ける際、手話通訳者や要約筆記者が同席することを承諾すること。
- 自閉症の子どもがパニックを起こさないよう、当日の治療や検査の内容を、絵や写真を利用するなど、工夫して本人に伝えること。
- 医療機関の出入口に段差解消のためのスロープを設置すること、或いは職員が必要な介助をすること。

コミュニケーションボードの一例

合理的配慮事例（商品・サービス提供）

○　商品・サービスの提供の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、適切な情報伝達方法の使用、補助者の付添い承諾、補助機器・人的援助の提供などが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 車イスを利用するお客様のために、商品の陳列方法を工夫したり、店員が陳列棚の高い位置にある商品を取るのを手助けすること。
- 視覚障害のあるお客様のために、店の通路にものを置かないこと。
- 知的障害のあるお客様が理解できるように、商品のカタログに写真やふりがなを入れること。
- 買い物リストを持ってきた知的障害のあるお客様のために、店員が商品を揃えてあげること。
- 窓口等で音声と文字の両方で案内をすること。
- 店のカウンターの高さを車イスに合わせること。

合理的配慮事例（労働・雇用）

○　労働者の雇用の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、労働条件の設定又は変更の際に適切な情報伝達方法を使用すること、労働条件及び就業環境における不利益の除去対策を講じること、障害に対する偏見や障害のある人に対するいじめの除去対策を講じることなどが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 車イスを利用する従業員のために、車イスが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
- 精神障害がある従業員のために、仕事のローテーションを組み替えること。
- 仕事を進めるに当たって障害特性を踏まえるとともに、本人の仕事に対する意欲や可能性に配慮すること。
- 知的障害がある従業員のために、工程の単純化等職務内容を工夫すること。
- 障害を持ったことによる休職後の職場復帰にあたり、単純に従前の職務が務まるかではなく、段階的な復帰や職種の転換を考慮すること。
- エレベーターのないビルをオフィスとして使用している企業において、車イスを利用する従業員を１階の業務に配置すること。

合理的配慮事例（教育分野）

○　教育の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、幼児・児童・生徒本人が理解できる情報伝達方法を用いることや、本人に必要な教育環境を整備することなどが考えられますが、具体的な例としては以下のようなことが挙げられます。

- 障害特性に応じた教材を用意すること。
- 障害特性に応じた試験方法を行うこと。
- トイレの配慮など、校外学習等で本人が活動しやすいような条件を整えること。

合理的配慮事例（建物・公共機関）

建物　関係

- 自由な移動が困難な障害のある人のために駐車場を確保すること。
- 移動経路で高低差のある場所にスロープや手すり等を整備すること。
- オストメイトの方も利用できる多機能トイレを整備すること。
- 点字、拡大文字、音声等により館内を案内すること。

障害のある人優先、オストメイト対応トイレの例

公共交通機関　関係

- 車イスを利用する人がタクシーを利用するときに運転手が乗降を介助すること。
- バス停の時刻表にノンステップバスの運行を表示すること。
- 駅員が知的障害のある人を電車のホームまで案内すること。
- 航空機の中で自由な移動が困難な障害のある人がトイレに行き来するときに、乗務員が援助すること。（排せつの介助は含まれない。）

合理的配慮事例（不動産）

○　不動産の取引の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、契約の締結に当たり適切な情報伝達方法を使用すること、不利益除去に必要な限度で不動産の改造について承諾することなどが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 重要事項の説明にあたり、聴覚障害者のために筆談等による丁寧な説明を行うこと。
- 視覚障害者が契約をするときに、信頼できる第三者が立ち会うことを承諾すること。
- 車イス用のスロープの設置など、障害のある人にとって必要な改造について承認すること。（ただし、賃借人に退去時の原状回復義務や原状回復に必要な担保の提供が課されることはある。）

合理的配慮事例（情報の提供）

○　情報の提供等の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、国及び自治体等が、適切な情報伝達方法を使用して、公共的サービスを広報し、社会保障制度や災害情報等を周知すること、などが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 会議で手話通訳者の同席を認めること。
- 災害の緊急情報をビラの配付、音声、紙による掲示、ボランティアによる伝達など多面的な方法で提供すること。
- 知的障害のある人が理解しやすいように、資料に写真やふりがなを入れること。
- 障害のある人が理解しやすいホームページを作成すること。
- 障害のある人が情報機器を活用できるよう学習の機会を提供すること。
- 障害のある人が情報を得られるよう情報機器を用意又は提供すること。

ご清聴ありがとうございました。

※資料出典
・外務省、内閣府ホームページ
・厚生労働省「障害者白書」「高齢者白書」

特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会